

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【公開番号】特開2012-164970(P2012-164970A)

【公開日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-279492(P2011-279492)

【国際特許分類】

H 01 L	25/00	(2006.01)
H 01 L	23/34	(2006.01)
H 01 L	23/473	(2006.01)
H 01 L	25/10	(2006.01)
H 01 L	25/11	(2006.01)
H 01 L	25/18	(2006.01)
H 01 L	21/822	(2006.01)
H 01 L	27/04	(2006.01)
H 01 L	21/3205	(2006.01)
H 01 L	21/768	(2006.01)
H 01 L	23/522	(2006.01)

【F I】

H 01 L	25/00	B
H 01 L	23/34	A
H 01 L	23/46	Z
H 01 L	25/14	Z
H 01 L	27/04	A
H 01 L	27/04	V
H 01 L	27/04	H
H 01 L	21/88	J
H 01 L	21/88	S

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月25日(2013.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

一部応用(例えばハプティクスやタッチスクリーン技術)に対して、高電圧が、スクリーンに対する機能にアクセスするためのスクリーンのタッチによって発生され得る。異なるオプションが選択されると、電荷が生成されて、“ダンピング”されなければならない。本発明の一実施形態に係る集積システムは、この“ダンピング”された電荷を貯蔵して、その後システムに再循環させることができる構造(例えばキャパシタ)を含む層を提供し得る。従って、本発明に係る集積システムは、システムの異なるファセットによって生成されたエネルギーを収穫して、全体的な電力効率を改善する。